

**保 存 種 別 第 1 種**

警 視 庁 交 通 部 長  
各 道 府 県 警 察 本 部 長 殿  
各 方 面 本 部 長  
(参考送付先)  
各 管 区 警 察 局 公 安 (保 安) 部 長

警察庁運免第110号、警察庁交指免第455号

平成12年10月16日

警察庁交通局運転免許課長

警察庁交通局交通指導課長

**運転不適格者に対する取消処分等の確実な実施について**

運転免許制度の観点から交通事故を防止するためには、運転免許試験による免許取得時における適切な選別はもとより、現に免許を受けている者についても、必要に応じて迅速かつ適切な諸措置を行うことにより、運転不適格者の早期発見及び取消処分等の確実な実施を図っていく必要がある。

については、点数制度によらない行政処分（危険性帶有処分を除く。）等に関し、下記の留意事項を踏まえ、その迅速かつ適切な実施に努められたい。

**記**

**1 交通事故発生時等の諸措置**

交通事故発生時は、運転不適格者発見の重要な機会であることを踏まえ、以下の諸点に留意して、事故発生時から、関係所属が連携して、運転不適格者発見のため以下により所要の措置を迅速かつ適切に講じること。

また、交通違反取締りの場においても、これに準じた措置を講じること。

**(1) 事故発生現場における事情聴取等**

交通事故発生時において、当該事故の捜査を担当する警察官は、関係者からの事情聴取等を行うに当たって、道路交通法（以下「法」という。）第103条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当すると疑う理由がある者の発見にも十分配意し、該当する可能性があると思料される場合にあっては、その旨速やかに事故捜査担当所属（警察署、高速道路交通警察隊等）を通じて行政処分担当課に通報すること。

**(2) 通報を受けた行政処分担当課の諸措置**

事故発生地を管轄する都道府県警察（以下「事故発生地管轄警察」という。）の行政処分担当課は、事故捜査担当所属より上記（1）に係る通報を受けた場合には、免許証記載の住所地を管轄する都道府県警察（以下「住所地管轄警察」という。）であるか否かを問わず、臨時適性検査等下記（4）（住所地管轄警察が事故発生地管轄警察と異なる場合にあっては下記（3））の諸対応を適切に行うため、必要により、臨時適性検査担当者又は適性相談員等を現場に臨場させ、又は事故捜査担当所属に対して必要な助言及び要請を行うなどにより、所要の資料収集を行うこと。

### (3) 管轄警察が異なる場合の措置

住所地管轄警察が事故発生地管轄警察と異なる場合には、事故発生地管轄警察は、収集した関係資料について、住所地管轄警察に確実に通報すること。

### (4) 行政処分に向けた検討及び措置

- ア 住所地管轄都道府県警察は、関係資料を踏まえ、必要があると認められる場合には、速やかに臨時適性検査を行うこと。
- イ 住所地管轄都道府県警察は、関係資料や臨時適性検査結果等に応じ、速やかに、免許の取消（法第103条）、条件変更（法第91条）等必要な措置をとること。

### (5) 事後的に判明した場合の措置

公判において交通事故当事者の刑事責任能力が争われるなどにより、事後的に法第103条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当すると疑う理由があることが明らかになった場合においても、上記（4）に準じ、速やかに所要の措置をとること。特に、不起訴処分がなされたり無罪判決が出したことにより刑事責任無能力が明らかとなつた場合においては、上記（4）の諸措置の判断を確実に行うこと。

## 2 免許更新時における対応

免許更新時において定期的に行う適性検査は、運動能力の観点についても確実に行い、運転することが支障があると認めたときには更新せず、また、条件の付与や変更の必要があると認めるときは当該諸措置を適切にとること。

加えて、相手方の言動から、法第103条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当すると疑う理由があることが明らかとなった場合においても、上記1（4）に準じ、速やかに所要の措置をとること。